主

被告人等に対する各原判決を破棄する。

被告人A、同Bを各懲役六月に処し、被告人Cを懲役四月に処する。 但し被告人A、同Cに対し本裁判が確定した日から各三年間それぞれ右 刑の執行を猶予する。

押取にかかる鯖の換価代金千百四円はこれを被告人Aから没収する。 当審において国選弁護人林達也に支給した訴訟費用は被告人Aの負担と

理由

する。

被告人C同Bの弁護人高良一男、被告人Aの弁護人林達也の各控訴趣意は記録に編綴の同弁護人等提出の控訴趣意書記載のとおりであるから、ここにこれを引用する。

被告人Aの弁護人林達也の控訴趣意第一点及び被告人C、同Bの弁護人高良一男の控訴趣意第一点について、

しかし、被告人A、同Cに対する各原判示事実は各原判決の挙示した証拠を綜合すれば充分これを認めることができる。記録を調査しても右各事実の認定に誤があることを発見することができないので論旨はいずれも採用することはできない。

弁護人高良一男の控訴趣意第二点について、

しかし、憲法第十四条にいわゆる法の下に平等であるというのは、すべて国民が 人種、信条、性別、社会的身分又は門地等の差異によつて政治的経済的又け社会的 関係において法律上差別的待遇を受けないことを意味するもので、同種又は相類似 る被告事件間における量刑に差異がある場合これを目して憲法第十四条にいわ る法の下における平等が保障されないものとすることのできないことは同条の文理 自体は勿論その律意に徴しまことに明瞭であるのみならず、同種又は類似の被告事 件間においてもその犯情その他の事情は多岐多様で、判決に表現された態様に被の 相似たところがあつても必ずしもその内容を一にするものということはできないの であるから、その両者の間に科刑の軽重の存すべきは理の当然といわなければなら ない。従つて他の被告事件について為された科刑に着目して特定被告事件の量刑の 当否を云為することはその当を得たものではない。論旨は理中がない。

そして当裁判所は本件記録及び原裁判所において取調べた証拠によつて、直ちに、判決をすることができると認められるので各弁護人の量刑に関する控訴趣意に対する判断を省略し、刑事訴訟法第四百条但書により更に判決をすることとする。 そこで当裁判所は原判決の挙示した証拠中被告人の当公廷における供述とあるの

を原審公判調書中被告人等の各供述記載と読みかえる外原判決の挙示したと同一の 証拠により左記の事実を認定する。

被告人等は昭和二十五年三月十七日長崎県上県郡 a 村大字 b 沖合約十哩の海上において D 数名と共謀の上漁類を採捕する目的で爆発物(ダイナマイト)を使用してへい死させた鯖二十七貫六百匁を乗つていた漁船 E 丸に網ですくい上げて積載して

以て水産動物を採捕したものである。 法律に照すと、判示事実は漁業法第六十八条第百三十八条第六号罰金等臨時措置 法第二条第一項刑法第六十条に該当するので、所定刑中各懲役刑を選択し、その刑 期の範囲内で被告人等を各主文の刑に処し、なお被告人A、同Cに対しては情状に 鑑み刑の執行を猶予するのが相当と認められるので刑法第二十五条を適用し、この 裁判が確定した日から各三年間それぞれ右刑の執行を猶予し、又押取の鯖の換価代 金千百四円は漁業法第百四十条に従い被告人Aからこれを没収し、なお当審における訴訟費用(弁護人林達也に支給した分)は刑事訴訟法第百八十一条第一項に則り被告人Aをして負担させることとする。 よつて主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 谷本寛 裁判官 藤井亮 裁判官 青木亮忠)